

特許庁委託事業

シャリーア及びファトワーと
知的財産法

2016年6月
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

第1章 - シャリーア及びファトワの紹介及び概説	4
第2章 - MENA 地域の諸国におけるシャリーア及びファトワの実践及び運用	7
アラブ首長国連邦.....	7
アルジェリア.....	8
イラク	8
イラン	9
エジプト	11
オマーン	12
カタール	12
クウェート.....	14
サウジアラビア.....	16
シリア	19
チュニジア.....	20
トルコ	20
バーレーン.....	22
パレスチナ.....	22
モロッコ	23
ヨルダン	23
リビア	25
レバノン	25
第3章 - シャリーアと知的財産法の関係	26
第1節 - シャリーアによる知的財産法の制限及び影響の態様.....	26
第2節 - 一部の国の知的財産法に規定された制限に伴う知的財産の対象物の制限	29
アラブ首長国連邦.....	29
アルジェリア.....	30
イラク.....	30
エジプト.....	30
オマーン.....	31

カタール.....	32
クウェート.....	32
サウジアラビア.....	33
シリア.....	34
チュニジア.....	34
トルコ.....	35
モロッコ.....	35
ヨルダン.....	36
ヨルダン川西岸地区.....	36
リビア.....	37
第3節 - 登録できない項目一覧.....	38
第4章 - 知的財産権に関するファトワの事例.....	39
第5章 - イスラム諸国において外国出願人が知的財産保護を受ける上で直面しうる障害.....	41
第6章 - 知的財産保護の取得に際して障害に直面した場合に日本企業がとりうる措置.....	44
第7章 - 知的財産保護が得られない場合に利用しうる代替的な保護手段.....	44
第8章 - おわりに.....	45

第1章 - シャリーア及びファトワーの紹介及び概説

「知的財産」という概念は有史以前から存在するが、知的財産という言葉は比較的新しいものである。知的財産法が制定されていなかった古い時代には、知的財産権はより一般化された法原則、たとえば窃盗に関する法理等の下で保護されていた。イスラム法とも呼ばれるシャリーアも同様なコンセプトに従っている。シャリーアは商標、特許、意匠、及び著作権に関連する事項について何も語っていないが、これらの概念を個人の資産として保護してきた。

本資料においては、中東・北アフリカ地域（MENA）のおよそ 18 の国におけるシャリーアの存在全般と、MENA 諸国で施行されている知的財産法にシャリーアが及ぼす影響を詳細に論じるとともに、シャリーアに伴う明白な制限及び問題についても論じる。本報告書においては、知的財産権取得の際の障害やその対策についても概説する。

シャリーアとして知られるイスラム法のルーツは、「コーラン」（聖典）、「スンナ」（預言者マホメットの言行録）、「イジュマー」（イスラム法学者間のコンセンサス）、及び「キヤース/イジュティハード」（コーランとスンナの原理に基づく推論）に見いだされる。コーランとスンナはシャリーアの第一の法源と見なされているのに対し、イジュマー及びキヤース/イジュティハードは或る特定の問題に関する直接的な規定が第一の法源にない場合に依拠する二次的な法源である。

以下にシャリーアの法源をそれぞれ手短かに定義しておく。

・コーラン

コーランはイスラム法の第一の主要な法源である。コーランの詩句は神が聖なる使徒である預言者マホメットに啓示したものであり、それがコーランの形でまとめられたとイスラム教徒は信じている。この聖典は西暦 609 年 12 月 22 日から 23 年間にわたって啓示されたものであり、啓示は西暦 632 年を以て終わっている。コーランはイスラム教徒から神の言葉と見なされており、その宗教や民族を問わず、あらゆる人間に行動規範を提供しているがゆえに、シャリーアの主たる法源となっている。

・スンナ

スンナとは、預言者マホメットの言行をまとめたものである。スンナは預言者マホメットの生涯を記した記録でもあり、彼の好みや生き方が示されている。コーランとともに、スンナもシャリーアの第一の法源と見なされている。

・サハーバ（「教友」）が表明した意見：

コーランやスンナの文言に根拠がない場合、これらの意見に頼ることになる。サハーバとはマホメットの友という意味である。サハーバはコーランやスンナほど重要ではないが、イブン・ハンバル（四大法学者の一人）は、疑いがある場合、サハーバ---マホメットがコーランの啓示を受け、それを実践していく過程に立ち会っていた友人たち---は後の世代よりも優れた見識を持っているはずだと信じていた。

アフマド・ビン・ハンバルによれば、コーランもスンナもサハーバも適用し得ない場合、イスラム教徒は（「急場の」）「ムルサル・ハディース」に頼ることになる。「ムルサル・ハディース」とは、タービイーン（後続者/継承者）とマホメット（彼に平安あれ）との間の結びつきが弱いか欠けている言行録である。タービイーンとは、マホメットの死後に生まれたがサハーバの同時代人であった人々を指す。

・イジュマー

「イジュマー」という言葉はコンセンサスを意味する。当初、このコンセンサスは、コーランとスンナに照らした何らかの主題に関するイスラム共同体の合意と考えられていたが、一部の学者はこの原則に同意せず、イジュマーは預言者の教友によって交わされた合意のみが正統と見なされると考えた。他方、多数派の学者の考えによれば、イスラム法学者の組織又はグループは、その順守をイスラム教徒に強制する拘束力を伴うイジュマーを言い渡すことができるとされている。イジュマーはシャリーアの第三の法源

であり、或る特定の主題に関する見解がコーラン及びスンナに含まれていない場合に参照される。

・キヤース/イジュティハード

キヤース/イジュティハードとは、或る特定の問題に対する解決策がコーラン及びスンナに定められていなかった場合に、これらの法源に示された原則に基づいて個人が行う推論である。とはいえ、懸案の問題に関連する事項に対する判断がコーラン又はスンナに示されていることが要求される。それを通じて、シャリーアの主要な法源の中で特に扱われていない問題についても同じ規則が適用される、と推論することが可能になるのである。

・ファトワー

ファトワーとは、シャリーアの第一及び第二の法源に照らして、特定の事項に関してイスラム法学者が示した判断のことである。ファキーフ（ファトワーを示す者）はシャリーアの権威でなければならず、シャリーアに照らしてファトワーを示さなければならない。また、ファキーフがファトワーを与えるにあたって詳細な論拠を提供し、当該ファトワーに関連するコーラン、スンナ及びイジュマーからの引用をファトワーの中で示すことが前提となる。

シャリーアの規定は 5 種類に分類される。すなわち、義務、推奨、許可、忌避、禁止である。

・イスラム諸国の法制度

実情を言えば、シャリーアの実践及び運用という観点から見ると、イスラム諸国には様々なタイプの法制度が存在している。

- A. 古典型：古典的なシャリーア制度とは、シャリーアが支配的な役割を果たしており、国家の法体系のほとんどの分野に存在しているものをいう。サウジアラビアは、古典的なシャリーア制度の例である。
- B. 世俗型：世俗的な制度とは、国家の法体系においてはシャリーアが何の役割も果たしていないものをいう。トルコは、イスラム教徒が大半を占める国家が世俗的な制度を採用している例である。
- C. 混合型：混合型の制度とは、シャリーアが支配的ではないが、国家の法体系の一つ又は複数の分野において重要な役割を果たしているものをいう。この制度は、大半のイスラム国家で見受けられる。

第2章 - MENA 地域の諸国におけるシャリーア及びファトワの実践及び運用

・アラブ首長国連邦

UAE は、アブダビ、ドバイ、シャールジャ、アジュマーン、ウンム-アル・カイワイン、ラアス・アル・ハイマ、フジャイラの7つの首長国から成る連邦国家である。同国の憲法第7条は、イスラム教が国教であり、シャリーアが主たる法源であると規定している。

UAE は、フランス法、ローマ法、エジプト法及びイスラム法の影響を強く受けているシビルロー国家（大陸法系国家）である。裁判所の系統は大きく3つに分かれている。すなわち、民事裁判所、刑事裁判所、及びシャリーア裁判所である。

シャリーア法は、個人の身分に関する法に影響を与えており、この法が婚姻、離婚、及び子の監護権等の事項を規定している。シャリーアに基づく身分法はイスラム教徒に適用されるが、非イスラム教徒に適用される場合もある。非イスラム教徒の外国人は、婚姻、離婚、及び子の監護権を規定するシャリーア法に従わなければならない。シャリ

一ア裁判所は家庭内の紛争（離婚、相続、子の監護権、児童虐待、及び未成年の後見に関わる事柄）の審理について排他的管轄権を有する。シャリーア裁判所は更に、或る特定の刑事事件（強姦、強盗等）及び関連の犯罪に関する控訴を審理することができる。

UAE におけるシャリーア裁判所又はイスラム裁判所は、民事・刑事の裁判所と併存して業務を行っている。UAE の成文法に何らかの特定の規定が存在しない場合、イスラム教のシャリーアの原典に示されているシャリーアのイスラム法原理が適用される。

イスラム法は企業部門にも適用される。たとえば、UAE は商取引における搾取を廃絶し、不正な利得を禁じ、及び過剰なリスクを含む取引又は投機を禁じることを目的とする法規を定めている。もっと具体的に言えば、私人間の取引に関する 1985 年 UAE 連邦法律第 5 号は、不正利得禁止の原則を認めている（同法第 714 条に規定）。

・アルジェリア

アルジェリアの憲法は、イスラム教が国教であると宣言している。アルジェリアの法はフランス法とイスラム法に基づいている。個人の身分に関する法律はイスラム法に基づいている。国内法は、非イスラム教徒が自らの宗教を実践するのを許可しているが、それらの人々は公共の秩序と善良の風俗を順守し、他人の権利及び基本的自由を尊重しなければならない。シャリーアは社会問題の解決にあたって適用される。同国の司法制度はフランス法とイスラム法が混じり合っているため、複雑で分かりにくいものになっている。それゆえ、アルジェリアにおける訴訟には相当の時間と費用がかかる場合がある。

・イラク

2005 年に国民投票により承認されたイラクの現行憲法は、民主的な連邦制の共和国としてイラクを定義している。イスラム教は国教であり、あらゆる法律の基礎となっている。憲法第 2 条(a)は、イスラムに反する法を同国の法域では施行することはできな

いと明言している。ゆえに、イラクでは国家全体の機構がイスラム法に基づくことになる。

・イラン

一国家としてのイランは、議会在承認した民法に従っている。別の言い方をすれば、イランの司法機関はシャリーア法に従っていない。それにも関わらず、イランの法体系にはシャリーア法の多くの側面が見て取れる。

イラン憲法の第 167 条は、司法機関が示すあらゆる判決は「権威あるイスラム法の法源及び正統的なファトワー」に基づくものでなければならぬと主張しているし、憲法第 2 条は、同共和国が「一なる神…その独占的な主権及び法治の権利…に対する信仰に基づく機構である」と主張している。ただし、幾つかの情報源によれば、イランイスラム共和国の新たな法律は 3 つの特筆すべき点で「シャリーアを改変」している。

1. これらの法は、新設の高等裁判所が下級審の判事が言い渡した死刑宣告を審査するのを認めることにより、死刑に関する最終的な決定を行う自由を政府/国家に与えている。これは、上訴制度を設けず、地方の判事が最終的な裁量権を握っていた伝統的なシャリーアから逸脱するものである。ところが、現在のイランでは州の控訴裁判所が重大な犯罪及び刑罰に関する控訴を受理している。しかも、死刑に相当する犯罪については最高裁が控訴に立ち会うことになっている。興味深いことに、これもシャリーアから逸脱している点であるが、ある刑事被告人に有罪を宣告した当の裁判所が同じ被告人の再審を担当することになっている。
2. イランの国内法は、「『判事の推論』の伝統に基づき」訴訟の判断に状況証拠を使用することを認めている。¹

¹ Abrahamian, Ervand (1999). [Tortured Confessions: Prisons and Public Recantations in Modern Iran](#). University of California Press. p. 134. Retrieved 19 May 2015.

3. 伝統的に、シャリーアは長期の収監を認めていなかった。ところが、法制度によって長期刑が導入された。しかしながら、伝統を重んじる裁判官たちは、刑の宣告にあたって「相変わらず身体的刑罰の方を好む…」。² だが、アヤトラ・ハシェミ・シェロウディ (*Ayatollah Hashemi Shahroudi*) が司法長官を務めた 2008 年に発行された規則は、長期の収監のせいで増大する経費を節約するためにもっと多く死刑を科すよう裁判官に指示するものであった。
4. さらに、イランでは 1979 年のイスラム革命以後、国内のすべての銀行がシャリーア金融手続に従っており、その一環として利子 (リバー) や利息は禁止されている。それにも関わらず、時代の進歩とともに、また投資の拡大を図るという意図もあって、近年イランは自由貿易地域 (キーシュ島、チャーバハール港等) を設定しており、これらの地域ではシャリーアは適用されない。
5. 刑法とシャリーアの影響。イスラム共和国で最初の議会 (マジュレス) の選挙が終わった後、マジュレス及び監督者評議会は迅速に行動し、2 つの画期的な法案³ を 1982 年 7 月⁴ に採択することにより、シャリーアの重要な特徴を成文法に盛り込んだ。
 - A. タジール法 (*Qanon-e Ta'zir* ; 裁量刑法)。この法律は刑事法規のみを定めているが、一定の犯罪 (宗教当局及び政府当局との問題、アルコール飲料の販売、価格の固定、物品の買い占め、不正な異性交遊、適正なヒジャブの不着用、「当局に対する虚言」⁵) について有罪と認定された者を処刑又は収監する権限を裁判官に与えている。
 - B. キサース法 (*Qanon-e Qisas* ; 同害報復刑法)。この法律は、シャリーアの別の側面を成文化したものである。同法は、犯罪の下位分類としてハッド (神に対する犯罪) と同胞に対する罪 (特に他の家族) を定めている。

² Same as 1.

³ Abrahamian, Ervand. [Tortured Confessions: Prisons and Public Recantations in Modern Iran](#). University of California Press. p. 132.

⁴ Burki, Shireen (2013). [The Politics of State Intervention: Gender Politics in Pakistan, Afghanistan ...](#) Lexington Books. p. 238. Retrieved 19 May 2015.

⁵ "[Islamic Penal Code of the Islamic Republic of Iran – Book Five](#)". Iran Human Rights Documentation Center. July 18, 2013. Retrieved 19 May 2015.

刑罰には固定刑と裁量刑がある。「報復律の観念に基づき、キサーズ法は『目には目を、歯には歯を、命には命を』要求する。ただし、被害者又は被害者の家族が加害者を許した場合、及び／又は殺人/傷害の補償金（贖罪金）を受け入れた場合はこの限りではない。」⁶

だが、1991～1994年の期間に、イランは統一的な「イスラム刑法典」によってこれらのすべての法を一本化している。⁷イスラム刑法典の「第5部」（「刑法典の中で、試験期間なしに永久的に適用される唯一の部分」）は1996年5月22日に採択された。「第5部」は裁量刑及び抑止刑、国家安全保障に対する犯罪、財産に対する犯罪、人間に対する犯罪、窃盗、詐欺、偽造、侮辱、及びその他の多くの犯罪を扱っている。⁸

・エジプト

エジプトの法は、イスラム法とシビルロー（大陸法）に基づいている。

イスラム教はエジプトの国教である。2014年エジプト憲法第2条は、イスラム法シャリーアの原則が立法の法源であると宣言している。2011年のエジプト革命以来、エジプトの法制度及び法執行制度は流動的な状態にあるが、憲法第2条に示されたシャリーアの優位性は、エジプト法典に含まれるあらゆる世俗的な法を違憲とする根拠となるかもしれない。シャリーア裁判所は司法省の許可の下に同省によって運営されている。婚姻、離婚、子の監護権等の事項を規制する身分法には、シャリーアが適用されている。エジプトの司法制度は欧州、特にフランス法（ナポレオン法典）の概念と手法に基づいている。

エジプトは、知的財産権の保護に関する条約及び協定に最初に加盟したイスラム国家の一つである。たとえば、エジプトはベルヌ条約及びベルヌ同盟、パリ条約、マドリッ

⁶ 'The Complete Text of the Retribution Law' Iran Times, 6 March 1981. see also: 22 May 1981, 15 October 1982. quoted in Tortured Confessions by Ervand Abrahamian, University of California Press, 1999, p.133

⁷ 'The Complete Text of the Retribution Law' Iran Times, 6 March 1981. see also: 22 May 1981, 15 October 1982. quoted in Tortured Confessions by Ervand Abrahamian, University of California Press, 1999, p.133

⁸ 'The Complete Text of the Retribution Law' Iran Times, 6 March 1981. see also: 22 May 1981, 15 October 1982. quoted in Tortured Confessions by Ervand Abrahamian, University of California Press, 1999, p.133

ド協定の加盟国である。シャリーアに含まれる契約法の原則は、エジプトが自国の国際的な義務に従い、これら条約の当事国としての義務を履行することを要求している。⁹

・オマーン

イスラム教でいうシャリーアとは包括的な概念であって、イスラム社会の生活を規制している。この概念が様々な国の国内法にどの程度干渉してくるかは、イスラム国家がイスラム法シャリーアの立法にどのように関わっているかによって異なる。イスラム法シャリーアが比較的大きく影響するのが婚姻・離婚・相続・贈与に係る法である。これらの行為は、聖典コーランと預言者のスンナの文言によって規制されなければならないからである。イスラム法シャリーアは個人の労働と発展したコミュニティの建設を奨励してきたが、それと同時に、社会の障害又は犯罪の原因となるような幾つかの事柄（麻薬等）を認めていない。

・カタール

クウェートや UAE と同様、カタールもシビルロー国家である。カタールは憲法を定めている。カタール憲法第1条は、イスラム教を国教に定め、シャリーア法を立法行為の主な法源とすることを宣言している。ほとんどのアラブ諸国の場合と同様、国の統治は世襲制であり、カタールの場合には王族サーニー家が代々統治してきたが、統治権を受け継ぐのは男性の相続人だけである。この統治者は「エミール」（首長）と呼ばれ、その継承者は「法定相続人」と呼ばれる。法定相続人は、首長が王族及び有識者 (Ahal Alhal wal agd) と協議した上で選別するが、カタール人イスラム教徒の母親から生まれたイスラム教徒でなければならない。主な立法機関は諮問評議会である。同評議会のメ

⁹ 参照：Troy S. Thomas, *Jihad's Captives: Prisoners of War in Islam*, 12 J. LEGAL STUD. 87, 94 (2003) (“シャリーアの契約法から導かれる法理によれば、条約の順守はイスラム国家にとって義務である”)

ンバーのうち 30 人は秘密投票による選挙で選ばれ、他の 15 人は首長によって指名される。メンバーになる資格があるのはカタール国民のみである。

第35条は、性別、人種、言語、宗教に基づく差別が一切あってはならないと規定している。第50条は、「法及び公序良俗の維持の要求に従い宗教的典礼を実施する自由はすべての者に保証されるものとする」と定めている。第51条は、相続権はシャリーア法によって維持され、シャリーア法の適用を受けると規定している。

イスラム宗教省 (Ministry of Awqaf and Islamic Affairs) は、「現代生活のすべての分野がイスラムの原則に従うことを保証する」ことを目的として設立された機関である (<http://www.islam.gov.qa/>)。政府は電話によって協議/ファトワーを提供する。¹⁰

シャリーアはこのようにして適用される。親族法に関わる事案 [相続、離婚、子の監護権等] にシャリーアが適用される場合、裁判所系統は一本化されている。飲酒と姦通も処罰の対象となる。シーア派及びスンニ派の判事は、それぞれの宗派の事案を処理するにあたり、独自の解釈を適用する裁量権を有する。政府は、宗教的な物品の出版、頒布及び輸入を規制している。¹¹

2003年、「司法権法」(2003年法律第10号)によって2つの裁判系統が一つに融合された。同法は、上訴制度の頂点に位置する裁判所として破毀裁判所を設立するとともに、「司法の独立性の実現に関する業務」を行う機関として「最高司法評議会」を設立している。また、「カタール金融センター法」(2005年法律第7号)の存在もある。同法は、商事及び民事を専門に扱う独立の裁判所を提供するため、カタール金融センター裁判所 (QFC裁判所) を新設している。QFC裁判所は、カタール金融センター (QFC) に登録された企業又は登録企業の被用者が当事者となるあらゆる民事・商事上の紛争 (訴訟の相手方が何者であるかを問わない) に対し管轄権を有する。この裁判所が作り出したのは、QFCに登録された被用者及び企業に適用されるQFC裁判所並びに規則と、それ以外

¹⁰(http://portal.www.gov.qa/wps/portal!/ut/p/a0/RyuxDslwEEO_hSFzUtjYKiQEM0iFbkd6Sk9N7iKSpr_fpskn28-27vVH9wyFHGQSBrl72LDNUleVXNplXnMk0gg1ZxNh78qNGMnl_KvPBfyGJS5skDFRpm8HXpYYvsqo3g9j55CGQrOU5v9BhHYaz4DnmBpOPUnlaioczQ/)

¹¹ (<http://www.state.gov/documents/organization/171743.pdf>)

の全員に適用されるカタール裁判所という二元的法制度に類似したシステムである (http://qlrs.org/?page_id=12)。

2011年、カタールは非イスラム系金融機関がシャリーアに従ったイスラム金融部門を運営するのを禁止した。¹²

・クウェート

クウェートは、中東及び湾岸地域で憲法及び議会を最初に採用した国である。クウェートは立憲君主制をとっており、一院制の立法機関である国会を備えている。女性が議員になることが認められている。この議会は 2012 年 5 月、一議員がイスラム法をクウェートの唯一の法源とする法案の導入を試みた時点で解散されたが、国の首長（「アミール」と呼ばれる最高決定者）はこの法案に対し拒否権を発動した。 (<http://uk.reuters.com/article/2012/05/17/uk-kuwait-sharia-idUKBRE84G0G420120517>)

イスラム教はクウェートの国教であり、スンニ派イスラム教徒が多数を占め、シーア派は人口のほぼ 3 分の 1 ほどである。非イスラム教徒はクウェートに帰化することができないが、キリスト教徒の国民はその国籍を自らの子に引き継ぐことができる。

クウェートの法体系の法源は、法の種類によって異なるカテゴリーに分かれている。身分法、親族法及び民法はシャリーア法に由来する。商法及び刑法は様々なタイプの法の融合体である。シャリーアは主要な影響力を持っているが、クウェート法典は欧州の法、すなわちフランスの法典をも踏襲している。もはや消滅したオスマントルコ帝国の法典や、他のシビルロー系及びコモンロー系の法域による影響も存在する。クウェート法の合憲性に関する司法審査と検証を行うのは憲法裁判所（最高控訴裁判所）である。そのため、知的財産権の実施についてシャリーアが果たす役割は極めて限定されている、シャリーアの原則は法の空隙を解釈する際に用いられるが、法律として成文化されていない限り、商業関連の諸側面では強制力を持たない。

¹² (<http://www.businessinsider.com/qatar-banks-sharia-law-2011-2>)

イスラム宗教省 (Ministry of Awqaf and Islamic Affairs) は、諸宗派の監督について公的に責任を負う (<http://islam.gov.kw/Pages/en/NewsDetails.aspx?newsId=533>)。同省にはファトワーを担当する部署もある。

しかしながら、法律に適切な規定がなく、かつ、昔からの慣習も廃れてしまっている場合には、シャリーアを適用することができる (1980 年クウェート民法第 1 条)。
(<http://www.mondaq.com/x/52976/international+trade+investment/Application+Of+Islamic+Law+In+The+Middle+East>) (Article1 of Kuwait Civil Code of 1980)

クウェート憲法の第 2 条は、イスラム教が国教であり、立法の主たる法源でもあることを宣言している。これを解釈すれば、イスラム教が第一の法源であるとはいえ、他の法源も考慮されており、クウェートの法に影響を与えてきたということである。

イスラム法裁判所は、概ね私人間の問題を審理するために設置されている。シーア派イスラム教徒は、それらの問題について自分たちの法典に従うことを認められる。

「クウェートの法には2つの異なる体系が存在する。第1の体系は、コーランに端を発するシャリーア又はイスラム法に基づくものである。シャリーア裁判所は親族及び身分に関わる事項を処理しているが、それらに適用される法が成文化されていることは稀である。2番目の体系、すなわちシビルロー系 (大陸法系) の法体系に属する第一審裁判所は、民事・商事関連の事項及び刑事訴訟の一部を扱っている。一般に、第一審裁判所の判決については上訴が認められるが、この裁判所の判決が終局的判決となる場合や、同裁判所の判事から構成される控訴審への上訴しか認められない場合がある。第一審裁判所の判決に対する上訴のほとんどは、高等控訴裁判所において処理される。高等控訴裁判所は「破毀部」と「高等控訴部」から構成される。憲法裁判所は憲法により設立された裁判所で、憲法解釈と違憲訴訟を扱う。「国家安全保障裁判所」は、同国の内部構造又は外部構造を危険にさらすような犯罪を処理するために1969年に設立された。この裁判所の判決は最終的なものであり、上訴はできない。

・サウジアラビア

最も厳格にシャリーアを適用している国としてサウジアラビアが挙げられる。同国にはシャリーアと並立する民法典が存在しない。サウジアラビア王国においては、統治に関する基本法は、最も重要な憲法である。シャリーアは王国の基礎である。サウジの刑法は、全面的にシャリーアに基づいている。成文化された身分法は存在しない。従って、裁判所の判事は独自のシャリーア解釈に基づいて判断を下すことになる。

シャリーアすなわちイスラム法はサウジの法制度を支配している。伝統的なコーラン及びスンナから生じたシャリーアは、同時にマホメットの時代が終わってから創造又は形成されたイスラム法学者のコンセンサスにもその淵源を持っている。シャリーアは主として、中世の文献に属するイスラム法学ハンバル派の影響の下に、判事によって解釈されている。奇妙なことに、シャリーアはサウジの主要な法制度の背骨に当たる存在であるにも関わらず、サウジアラビアにおいては他の多くのイスラム諸国のようなシャリーアの成文化は未だになされていない。

サウジにおけるシャリーアの法源

7世紀から10世紀にかけて、イスラムの裁判官及び法学者がシャリーア・イスラム法を発展させた。8世紀以降、アッバース朝の時代から、シャリーアは「ウルフ」（部族法）と呼ばれる地域の慣習法に取って代わり始めた。だが、地域の法であるウルフはまだ実施され、順守されていた。

イスラム法学の解釈に関わる主要な学派、ハンバル派、マーリク派、シャーフイー派、ハナーフィー派が、アラビア半島におけるシャリーアの発展を牛耳っていたが、そのうちハンバル派がサウジを支配していた。このことは、サウジの王族の寵愛を得て未だにサウジで支配的な立場にあるワッハーブ派の活動によっても裏付けられる。ヒジャーズの組織化された裁判所システムに追従する全国的な動きは1930年代から始まり、1957年にはサウジ全域に広がった。

東部地方のシーア派コミュニティがいまだに独自の法制度を維持していることは注目に値する。それ以外のシーア派コミュニティは、全部がスンニ派の裁判所の管轄権に服している。

裁判所系統

サウジアラビアの基本的な司法組織はシャリーア裁判所系統によって形成され、判事及び弁護士は宗教的指導者の一角を占めている。特定の王室布告に関係する紛争は、シャリーアの外部で行政裁判所によって処理されている。苦情処理庁及び特別刑事裁判所を含む専門裁判所が 2008 年に設立された。シャリーア裁判所及び政府審判機関のいずれについても、上訴の最終段階は国王への上訴となる。

シャリーア裁判所は、民事・刑事のほとんどの訴訟に対する一般的管轄権を有している。現在、第一審裁判所には 2 種類ある。一般裁判所と、少額訴訟を扱う略式裁判所である。訴訟は裁判官 1 名によって審理される。ただし、死刑、切断刑、投石刑が宣告される可能性のある刑事訴訟の場合はこの限りではなく、3 名の判事から成る判事団によって審理される。さらに、東部地方のシーア派少数派が親族問題や宗教上の問題の処理に利用する裁判所が 2 ヶ所存在する。控訴裁判所はメッカとリヤドにあり、シャリーアとの整合性に関して下級審判決の審査を行っている。特殊な法律分野を扱う非シャリーア系の審判機関も存在しており、そのうち最も重要なのは苦情処理庁である。苦情処理庁はもともと政府に対する苦情を処理するために設立されたが、2010 年を以て商事事案と一部の刑事事案（贈収賄、偽造等）に対しても管轄権を持つことになり、幾つかの非シャリーア系行政裁判所の決定に不服がある場合の上訴裁判所として活動している。これらの行政裁判所は「委員会」と呼ばれ、王室布告によって規制される特定の問題（労働法や商法に関わる争点等）を処理している。

法執行

警察庁を所管するサウジ内務省は 3 つの部門に分かれている。通常の警察、秘密警察及び宗教警察である。日常の警察活動は通常警察によって処理されるが、家庭内の問題は宗教警察が処理している。

主要な法律

刑法：サウジの刑法には、3 種類の刑罰が規定されている。特定の犯罪についてコーランに定められたフドウド (hudud) と呼ばれる固定刑、キサース (Qisas) と呼ばれる報復刑、それにタジール (Tazir) と呼ばれる一般的なカテゴリーである。

主張又は有罪判決に関する証拠は、以下の 3 つのいずれかの形で提示されなければならない。

1. 第 1 に、強制によらない自発的な自白。
2. 又は、男性の証人 2 名の証言は有罪の証拠となりうる。
3. 又は、宣誓の下での肯定又は否定。

親族法：婚姻、離婚、親子関係及び相続に関する法については、シャリーア裁判所が判決を下す。

商法及び契約法：シャリーア法及びシャリーア裁判所は、企業や商業に関わる争点にも適用されるが、より制約の厳しいシャリーアの側面を迂回する方法を見いだす作業を担当する特別裁判所が設立されている。

憲法：専制君主制がサウジアラビア全土を支配しており、国王はいかなる文書化された憲法によっても拘束されない。しかしながら、1992 年に王室布告によってサウジアラビア基本法が採択された。統治機関の責任範囲及び手続は、この基本法によって概説されている。だが、これを憲法と見なすには細部が欠落し過ぎている。

基本法は明らかに、国王はシャリーア（すなわちイスラム法）に従わなければならないと示唆している。さらに、コーランとスンナ（マホメットに関する伝承）がサウジの憲法であることを確認している。これに加えて、先例となる判例がないためにサウジの法制度及び現行法には数多くの不確実性が生じている。サウジ政府はシャリーアの成文化を決定したが、これはまだ実現されていない。

あらゆる法人問題及び／又は知的財産法等の現代的な問題に取り組み、対処するにあたって、王室布告により発令された規則がシャリーアを補足し、ある程度はシャリーアに代わるものとなっているという点に注目すると興味深い。とはいえ、犯罪、親族、商取引及び契約に関連する問題については、相変わらずシャリーアが主要な法源である。このような事情は、同国の憲法がシャリーアに由来するという状況に似ている。さらに、土地やエネルギーの分野では、サウジ王族の所有権が広い範囲を支配している。

ファトワーについて言えば、「イスラム研究及びファトワーに関する常任委員会」（学術研究及びファトワーに関する常設委員会、又は研究及び宗教的布告に関する委員会、又はイスラム研究及び判決に関する常任委員会、又は学術研究及びイフターに関する総庁、アラビア語では *al-Lajnah ad-Daa'imah lil-Buhooth al-'Ilmiyyah wal-Iftaa* اللجنة الدائمة للبحوث العلمية للإفتاء) は、国王によって設立されたサウジアラビアのイスラム教団体で、イスラム法学（フィクフ）に関する判断を示し、宗教的な事柄に関して国王に助言を与える「上級宗教学者会議」のために研究論文を作成している。この上級宗教学者会議とは一種の委員会であって、サウジアラビアで最も格の高いスンニ派イスラム法学の研究者から構成され、サウジアラビアの「イスラム法最高権威者」が議長を務める。サウジアラビアにおいてファトワーを発行できるのは、上級宗教学者会議のメンバーと他の少数の聖職者に限られる。

・シリア

1973年シリア憲法の第3条は、イスラム法学はシリアの主要な法源の一つであると宣言している。1953年の「個人の身分に関する法律」（1975年法律第34号により改正）

の第 59 条は、本質的にシャリーアを成文化したものである。「個人の身分に関する法律」はシャリーア裁判所によってイスラム教徒に適用される。

シリアの法はフランス及びオスマントルコの法の影響を受けている。同国の憲法は、シリアが民主的かつ社会主義的な主権国家であることを明記している。同国の憲法は、すべての宗教は尊重され、公共の秩序を妨げない宗教儀式をすべて挙げる自由が保障されていることを明記している。大統領の宗教はイスラム教でなければならないが、イスラム教は国教ではないと憲法は明言している。従って、シャリーアはシリアにおいては大きな重要性を持たない。

シリアの憲法は、著作者及び発明者の権利の保護を保証している（第 24 条）。それだけでなく、この基本法は私有財産に対する権利を認めており（第 14 条）、この権利は知的財産権に拡張することができる。

・チュニジア

チュニジアの法体系は、フランスのシビルロー及びイスラム法に基づいている。新たに採択された 2014 年憲法は、市民共和国としてのチュニジアを宣言しており、従ってシャリーアは今や法源ではない。だが、イスラム教は国教である。チュニジアはアラブ世界で唯一の民主主義国家である。

・トルコ

トルコはイスラム世界における世俗国家であるという点でユニークな国家である。1982 年トルコ憲法が主張するところによれば、トルコは世俗的かつ民主的な共和国であり、その主権はトルコ国民に由来する。トルコ国民は自らの主権を議会に委託することによって主権を行使する。トルコ大国民議会は選挙によって選任される機関である。

1924 年、世俗国家トルコの建国の父であるムスタファ・ケマル・アタチュルクによって、イスラム法及びイスラム裁判所は廃止された。これらの改革は、トルコを近代化

するために導入されたものであった。つまり、一連の改革はトルコを西洋化するために導入されたのである。トルコ憲法は同国の最高法規であり、イスラム又はいかなるその他の宗教法に言及した文言は憲法に含まれていない。すべての個人は、人種、宗教、信仰又は党派の別を問わず法の前に平等である。憲法第 24 条はすべての個人に信教及び良心の自由を与えている。第 24 条には以下のような規定もある。

「いかなる者も、いかなる方法によっても、自らの個人的若しくは政治的な影響力を行使する目的で、又は宗教的教義に基づく国家の基本的、社会的、経済的、政治的及び法的な秩序の基礎を築くことが目的の一部となっている場合であっても、宗教若しくは宗教感情又は宗教により聖別された物品を悪用又は濫用してはならない。」

宗務庁 (*Diyanet İşleri Başkanlığı*) は、憲法第 136 条に基づき設立された公的機関である。憲法に規定された同庁の職務は、「イスラムの教務及び倫理を実行し、宗教に関して公衆を啓蒙し、礼拝所を管理する」ことである。宗務庁は、個々の市及び地域に法学者を配置している。ただし、モスクはまだ中央政府の管理下にあった。1965 年 8 月 15 日に交付された法律第 633 号によって宗務庁の職務は拡張され、道徳原理の分野に関わる業務も実施するようになったが、その職務はすべて世俗主義の原則に従っている（法律第 633 号第 1 条）。宗務庁は、法律問題について意見を提供する法律諮問部を設置している。この部署は、首相又はその他の閣僚が適当と見なした場合、それら閣僚からの諮問に応じて、立法府による草案作成の段階にあるあらゆる新たな規則及び法を検証し、見解を表明することができる。ゆえに、同部の業務は諮問された事項に関するコンサルタント業務の色合いが強い。

以上に見てきたように、宗務庁が知的財産又は商慣行に及ぼす影響は限定的であり、ほとんど存在しない。同庁は、ビジネスライフに対して何らかの影響力を行使するよりも、むしろトルコ国民の個人的な宗教慣行のための機関であろうとしているのである。

・バーレーン

バーレーンの法体系は、慣習的な部族法（「ウルフ」と呼ばれる）を含む様々な法源に基づいている。法律、政令及び規則として制定された法としてのイスラムのシャリーアと民法とには3つの学派がある。

シャリーアは、シーア派・スンニ派それぞれの思想に従い、両方のイスラム教徒に適用される法を含んでいる。まず、イスラム法マーリク学派（メディナ出身の8世紀のイスラム法学者アブダッラー・マーリク・イブン・アナスを始祖とする）とイスラム法シャーフイー派（メッカ出身の8世紀後半のイスラム法学者ムハンマド・イブン・アッシャーフイーを始祖とする）がある。これら2つの学派は、ともにスンニ派イスラム教徒によって認められている(参照：[イスラム教スンニ派](#) 第1章)。¹³

シーア派は第3の学派であり、8世紀の12イマーム派に属するジャーファリー派（ジャーファー又はサディクとも知られる第6代のイマームジャーファー・イブン・ムハンマドを始祖とする）は、シーア派イスラム教徒によって認められている(参照：[イスラム教シーア派](#) 第1章)。

個人の身分に関わる問題（婚姻、離婚、及び相続）は主としてシャリーアによって規定されている。すべてのコミュニティは、シャリーア裁判所の所在地から構成されている。

バーレーンの首都マナーマには、唯一のシャリーア控訴裁判所が置かれている。最高裁判所（民事裁判所系統の一部を占める）は、シャリーア控訴裁判所の管轄権を超えた上訴を審理する。

・パレスチナ

パレスチナは国際連合に加盟している。だが、同国に与えられているのはオブザーバーとしての地位である、イスラム教はパレスチナの国教であり、シャリーアが立法行為

¹³ <http://www.country-data.com/cgi-bin/query/r-1013.html>

の主な法源である。法体系はオスマントルコ、イギリス、ヨルダン、エジプトの法による影響を受けている。同国では、イスラムの慣習法も実施されている。

・モロッコ

イスラム教はモロッコの国教である。モロッコの法は基本的に、イスラム法と、フランス・スペインの大陸法系法体系に基づいている。個人の身分に関する法律はシャリーア法学に基づいている。地方のシャリーア裁判所は、個人の身分に関する訴訟の控訴の審理も行う。2003年の刑法改正によって導入された新たな刑法典はイスラム法に由来している。モロッコは2011年に新憲法を採択した。この憲法の第41条は、イスラム教の原理、訓示、及び企図の観点からファトワーを通じて同国の法を導く独占的な権限を「イスラム神学者最高評議会」に与えている。

・ヨルダン

他の宗教法とは対照的に、イスラム法シャリーア及びイスラム法学は、法的な先例と分析による推論（キヤース＝類推）に基づいているため、コモンローの先駆的な形と見なされている。イスラムの黄金時代を通じて、古典的なイスラム法はコモンローの発展に重大な影響を及ぼしてきたし、幾つかの民法上の制度の発展にも影響を与えている。

現在、問題となっていることの一つは、「シャリーアの適用」という表現が或る特定の犯罪に関して立法者が採用した刑罰の実施のみに関わるものだという誤解である。

ヨルダンは、混合型の法体系を採っていると考えられている。混合型の法体系においてシャリーアは支配的ではないが、国家の法制度の1つ又は複数の分野で重要な役割を果たしている。ヨルダン憲法の第2条は、「本邦の国教はイスラム教であり、公用語はアラビア語である」と明記している。また、この憲法によればヨルダン国王はイスラム教徒でなければならない。

宗教裁判所

憲法第 105 条は次のように規定している：「シャリーア裁判所はその独自の法に従い、以下の事項について排他的な管轄権を有するものとする。

- (i) イスラム教徒個人の身分に関わる事項。
- (ii) 当事者双方がイスラム教徒であるか、又は当事者の一方がイスラム教徒でないが当事者双方がシャリーア裁判所の管轄権に同意している場合の贖罪金（ディーヤ）に関する訴訟。
- (iii) イスラムの「ワクフ」（寄進）に関する事項。」

憲法第 106 条は次のように規定している：「シャリーア裁判所は、その管轄権の行使においてシャリーア法の規定を適用するものとする。」

憲法第 104 条は次のように規定している：「宗教裁判所は以下の 2 種類に分類される。

- (i) シャリーア裁判所
- (ii) 他の宗教共同体の裁判所」

それゆえ、宗教裁判所は専ら以下の事項のみを処理することになる。

- 1- 婚姻、離婚、離婚後扶養料、相続、及び子の監護権等のイスラム教徒個人の身分に関わる事項。
- 2- 当事者双方がイスラム教徒であるか、又は当事者の一方がイスラム教徒でないが当事者双方がシャリーア裁判所の管轄権に同意している場合の贖罪金に関わる事項。
- 3- イスラムのワクフに関する事項。

憲法の第 103～106 条は、個人の地位、宗教、離婚、子の監護権、及び相続の問題を含む、イスラム教徒個人の身分に関する事項は、その訴訟においてシャリーアを実施するシャリーア裁判所の専権事項であると規定している。

・リビア

リビアにおいては民事裁判所とシャリーア裁判所が併合されており、民事裁判所はシャリーアの判事を採用している。シャリーアの判事は通常控訴裁判所の裁判官として、シャリーアに基づく控訴事案を専門に扱う。個人の身分に関する法律はイスラム法に由来している。リビアの法は伝統的に、オスマントルコ、フランス、イタリア、エジプトの法源から影響を受けてきた。

革命後の「リビア国民評議会」は、明らかに、シャリーアと呼ばれるイスラム法学に従った法律を施行することによってイスラムの価値を再確認し、イスラム文化の評価を高め、コーラン法の地位を向上させ、リビア人の日々の生活においてかなりの程度、コーランの慣行を強調しようとしている。

少なくとも2つの政治勢力がリビア政府の座を争っている（「代表議会」と「国民議会」）。2013年、リビア議会（非合法的な政府）はシャリーアすなわちイスラム法を同国のすべての法律及び国家機関の基礎とする旨の票決を行った。現在、同国は政情不安定の状態にある。

・レバノン

レバノンは、非宗教的かつ非宗派的な国家である。そのため、シャリーアが適用されるのは、イスラム教徒の個人、すなわち婚姻、離婚、及び相続に関する法律のみである（非イスラム教徒のレバノン国民及び外国人については、相続に関して非宗教的な法が適用される）。シャリーアによれば非イスラム教徒がイスラム教徒の相続人となることはできない。それゆえ、レバノンにおいては非イスラム教徒がイスラム教徒の財産を相続することはできない。退職年金や首長の不動産については、たとえ当事者がイスラム系レバノン人であったとしてもシャリーアは適用されない。

知的財産権には非宗教的な法が適用され、それら権利の相続には、相続に関する特別法が適用される。

第3章 - シャリーアと知的財産法の関係

第1節 - シャリーアによる知的財産法の制限及び影響の態様

中東に所在するすべてのイスラム国家（イランを含む）において、シャリーアは主たる法源とされている。だが、これらの国々はそれぞれ知的財産に関する自国の法を成文化しており、そのような法律はシャリーア以外のあらゆる法形態又は判決に優越すると推定される。これら知的財産法はイスラム法シャリーアに違背しないことを念頭に置いて作成されている。その結果、国家はイスラム法に合致するやり方で人間社会を規制する権限に基づき、知的財産権を保護することが可能になっている。

以下の段落においては、知的財産法を補強し、制限し、及び実施するシャリーアの原則について論じる。

1. **富の蓄積は許容される**：預言者の言行録には、自らの努力により生計を立てるために働くよう人々に促している箇所が幾つかある。¹⁴ それと同様に、科学、芸術及び／又は文学の分野における知的財産の創造者は皆、自らの創造により利益を得ることを認められるはずである。自らの事業を差別化するために特異的な商標を表示し、それによって資産を得ている商人についても、同様のことが当てはまる。
2. **無形資産は認められる**：シャリーアの3つの学派、すなわちマーリク派、シャーフイー派及びハンバル派はいずれも、「有効性又は実用性」を適正な規範とすべきだという点で合意している。ゆえに、これらの学派は有形物、無形物の両方

¹⁴ 参照： Sahih Bukhariによる翻訳, vol. 3, bk. 34, Sales and Trade at No. 288,

を資産として認容する。人々にとって役立つものは何であれ資産価値を持つはずだと彼らは信じているのである。シャリーアは、社会において有用かつ貴重と見なされるのはどのようなものかを判断する際に、現行の慣習又は「ウルフ」（部族的慣習法）に頼ることの重要性に言及している。

3. **財産の取得**：シャリーアにおいては、財産は、相続、¹⁵ 遺贈又は遺産、¹⁶ 個人の労働と努力等、様々な源流から取得されうるものである。このうち、労働と努力は知的財産にとって重要である。ゆえに、コーランとスンナがともに個人を励まして働かせようとしていることは明白である。
4. **財産権**：知的財産法は、権利者が金銭的利益のために自らの権利を利用することを認めている。同様に、シャリーアも上記の利用を認めているが、それには幾つかの制限があり、公益に反する利用は禁じられる。たとえば、権利者はザカート（喜捨）又はアルムス等の幾つかの金銭的義務を引き受けなければならない。明らかに、この制限はイスラム教徒のみに適用されるものである。喜捨はイスラム教徒に課される税だからである。さらに、権利者は自らの利用を合法的な方法による利用に限定しなければならない。つまり、利息の徴収、強制、窃盗、及びその他の許容されない行為を常に避けなければならない。¹⁷
5. **権利の実施許諾**：シャリーアの考え方によれば、権利者は、自らの財産及び資産を営利目的での使用を他人に許諾する権利をすべて有している。同様に、知的財産に関する権利の実施許諾も、同じ法理と理解に基づいて認められる。
6. **盗みは許されず、盗みにより財産の権原を取得することはできない**：窃盗によって権原が与えられることはない。シャリーアは、個人又は国家が個人の財産を不正に取得することを明示的に禁じている。財産の授受には、当事者双方の同意

¹⁵ 相続については、コーランとスンナに明記された規則が厳格に適用される。

¹⁶ 参照：Jeffery Hassan, *Legal and Religious Considerations in Drafting a Muslim Will*, 1J.

ISLAMIC L. 187, 200-01 n.90 (1996). 著者のHassanの説明によれば、遺贈は財産の3分の1を上限とする。残りの財産は相続の規則に従って分割される。相続人全員が同意しない限り、特定の相続人に遺産を贈与することはできない。サン又は遺贈の受益者は非イスラム教徒であってもよい。

¹⁷ 参照：FRANK E. VOGEL & SAMUEL L. HAYES, III, *ISLAMIC LAW AND FINANCE: RELIGION, RISK, AND RETURN* 58, 59 (Kluwer Law Int'l. 1998).

がなければならないからである。¹⁸ このことから、知的財産法の規定が知的財産権の侵害者に対抗する民事上・刑事上の救済を提供していることが確かに説明できる。

以上に関わらず、イスラム法シャリーアに含まれる道徳・謙譲・禁止に関する原則は、知的財産権の登録及び執行に或る特定の形で影響を及ぼす。卑猥な言葉や裸体、女性のヒジャブ未着用は厳格に禁じられる。そのため、不作法な服装、ポルノ的な素材、アルコール、麻薬、豚肉、大人の玩具及び賭博に関わる登録は制限されることになるだろう。

さらに、コーランは「故意に他人の財産の一部を不正に貪るな」と信者たちに注意している。¹⁹ この原則に従い、紛失又は盗難により失われた財産を発見した者は、その財産に関する権原を取得することはできず、真の所有者の利益のために働く受託者として扱われる。²⁰ 当然ながら、財産に関する権原が保護されるのは紛失や置き忘れの場合だけではなく、窃盗、横領（ghasb）、背任（khinyanah）による奪取又は破壊の場合にも保護される。²¹ 財産を盗んだ者又は変質させた者は、当該財産が被ったすべての損害（損害発生の原因を問わない）について賠償責任を負う。財産の受託者は、当該財産の管理上の過失又は背任についてのみ賠償責任を負う。²²

以上は、権原又は財産（無形資産であっても）の横領又は不正な奪取があった場合、シャリーアに基づく賠償責任が発生することを明らかに示している。不動産及び有形の個人の動産の所有者に与えられる保護の水準が高いことは、知的財産保護に有利だと言えよう。

¹⁸ 当事者双方の意思による現実の同意が買わされることを条件として、資産は正当かつ合法的に他の者に譲渡される。参照：VOGEL & HAYES, *supra* note 111, at 60. ただし、この規定には幾つかの例外がある。たとえば公益が関わる場合には、賠償が提供されなければならない。

¹⁹ Quran, II:188.

²⁰ Joseph Schacht, *An Introduction to Islamic Law* 37 (1964); David F. Forte, *Lost, Strayed, or Stolen: Chattel Recovery in Islamic Law, in Islamic Law and Jurisprudence* 97, 103 (Nicholas Heer ed., 1990).

²¹ 注9

²² 注9

第2節 - 一部の国の知的財産法に規定された制限に伴う知的財産の対象物の制限

前述したように、シャリーアは不道德な行為と禁制品の使用を禁止している。そのため、MENA 地域のイスラム諸国（イランを含む）は、ポルノ的素材、猥褻な言葉又はその翻訳、及び裸体の男女を描いた図画に関する商標及び著作権の登録を認めていない。

イランには、シャリーアの下での知的財産保護に対して最も厳しい見方があり、コーランにもスンナにも無形の財産が私的所有の対象として明示的に扱われている例はないという事実を主張している。無形物に関する権利は暗示されているかもしれないが、明示的に言及されてはいない。その事実、これら文献にいう財産が特に有形の財産を意味することを示唆しているというのである。²³ それにより、シャリーア法の原則を知的財産権又は無形資産に一般的に適用する可能性が制限されるのは確かである。つまり、シャリーアはそのままでは知的財産権の健全な保護を直接に提供しないのである。以下の段落では、シャリーアが知的財産法に課す制限を典型的に反映した法律及び規定の抜粋を掲げてみた。できるだけ多くの国について、そのような制限を明らかに示している法の事例を盛り込むべく努めた。

・アラブ首長国連邦

UAE でも同様に、商標に関する 1992 年連邦法第 37 号が以下のような相当数の制限を定めている。

第(3)条 以下の標章を商標又は商標の要素として登録してはならない。

2. 公衆道徳に違反し、又は公共の秩序を侵害するあらゆる標章。
5. 純粋に宗教的な性格を有する表象と同一又は類似の標章。

²³ Id. 172 ページにおいて Khoury は、ハナフィー派が実際にこの見解を採用していると解説している。シャーフイー派及びマーリク派は無形物の所有に対して異議を唱えていない。ハンバル派は、無形物の所有が何らかの形で有形物に関係していることを要求している。

・アルジェリア

アルジェリアにおいても、以下のような規定が存在する。

商標法（2003年法律03-06号）

第7条 登録拒絶事由

以下の商標は、これを登録することができない。

(4). 公序良俗に反する表象、及び国内法又はアルジェリアを当事国とする二国間若しくは多国間の協定に基づき使用が禁じられる表象。

特許法（2003年法律03-07号）

第8条：本法に基づき、以下の発明に関して発明特許を得ることはできない。

(2)- アルジェリアにおける使用が公序良俗に反する虞のある発明。

・イラク

イラク法に関しては、商標表示法（1957年法律第21号）が次のように規定している。

第5条 本法の適用上、以下のものは商標としての登録を認められないものとする。

(2) 公衆道徳を害し、又は公共の秩序に違反する標章、表現又は意匠、及び登録官が公益に抵触すると見なした標章、表現又は意匠。

・エジプト

エジプトでは、契約について高利や不確定性があってはならないという原則が認められてきた。

ライセンス契約に基づく実施料又はその他の支払が遅滞した場合に延滞利息を課すことは、シャリーア法により許容されないという規則が順守されてきた。シビルローは利息の徴収を許しているが、シャリーア法はその点に異を唱えている。それでも、アル-

アズハル大学の事案²⁴によって、そのような主張を提起するのが完全に不可能ではないことが理解できる。シャリーア法が知的財産に及ぼす影響を特に導く法の条文に注目することが重要である。

知的財産権の保護に関する 2002 年法律第 82 条

特許：

第 2 条 次に掲げるものは、特許を受けることができない。

(1) その実施が、公序良俗に反する若しくは反するおそれがあるか、又は環境、人、動物若しくは植物の生命及び健康を害するおそれがある発明。

商標：

第 67 条 以下に掲げるものを商標又はその構成要素として登録してはならない。

(2) 公序良俗に違反するあらゆる標章。

・オマーン

オマーンの知的財産法においては、イスラム法シャリーアの影響は比較的小さい。この分野の法は概ね商法によって体系化されているからである。たとえば、オマーン・スルタン国においては、イスラム法シャリーアの規則が知的財産法の分野で実施される範囲は狭いが、知的財産が公序良俗に反する場合、シャリーアは実際に出願拒絶の理由になりうる。イスラム法シャリーアは一般に宗教に反する事項（犯罪、麻薬、人身売買、及び売春等）を禁じている。さらに、アルコール、豚肉、賭博等、聖典コーランに明記された内容に反すると見なされる事項についても特別な禁則がある。

オマーン特許法第 1 条 F は、公序良俗を保護するために必要な場合、オマーン領土内における発明の商業的利用は妨げられると規定している。ただし、単に当該発明の利用が法により禁じられるというだけの理由で前記の排除がなされてはならない。

²⁴ 参照：Barbara L. Seniawski, Note, Riba Today: Social Equity, the Economy, and Doing Business under Islamic Law, 39 COLUM. J. TRANSNAT'L L. 701, 709–10 (2001).

・カタール

この地域にある他の国と同様、シャリーアは、カタールにおいても同様に一部の知的財産権の適用を制限することがありうる。国際商標分類の類 1、4～7、10～14、16～22、29 及び 31 は、カタール商標法の下では全く認められない。類 33 に属する製品及び類 32 に属するアルコール飲料及び飲料水は登録することができない。豚肉製品も同様である。アルコールは違法ではないが厳格に規制されている。商標法第 8 条(2)項は、「道徳又は公共の秩序に反するあらゆる表現、意匠又は標識」が商標の構成要素又は全体となっている場合、そのような商標は登録されないと規定している。カタールの商標法は、「商標、商号、地理的表示及び工業モデル及び工業意匠に関する 2002 年法律第(9)号」である。

2006 年法令第 30 号の第 2 条は、「特許はあらゆる発明について提供される。ただし、発明が新規の工業製品、近代的な産業技術及び装置、又は一般的な工業手法のいずれに関係するかを問わず、当該発明が新規であって進歩性を有し、且つ、産業上の利用可能性を有していることを条件とする。また、発明は、イスラムのシャリーア（法）に違背し、公共の秩序、倫理又は国家の安全保障に違反するものであってはならないものとする。

著作権：2002 年法律第 7 号が適用される。同法の第 29 条は、著作者が相続人を残さずに死亡した場合、その持分は、イスラム法シャリーアの規定に従って当該持分を取得する権利を有する者に帰属するものとする。

・クウェート

クウェートもまた、自国の知的財産法において、シャリーアに由来する或る特定の制約及び制限を是認している。商標法第 62 条(1)は、公衆道徳及び公共の秩序に反する商標は登録を拒絶されると規定している。最大の影響はイスラム法による公衆道徳の解釈であり、従って企業は、製品の利用又は販売を行う際には慎重を期さねばならない。第

62 条(5)は、宗教的な標識又は純粹に宗教的な表象と同一の標章は登録を拒絶されると規定している。²⁵

イスラム法によるものではないが、第 62 条は、商標登録が拒絶される場合として次のような幾つかの条件を定めている：(3)国家及び国連の公式な紋章、(4)赤十字の表象、(8)称号に関係する文言（ただし、自らがその称号を名乗る資格があることを出願人が立証した場合を除く）、(1)イスラエル国家の標章、表象又は紋章に類似した標章。

豚肉製品及びアルコール飲料は同法に含まれておらず、それら商品を売買に供することはできない。賭博も違法である。

同様に、特許法（1962 年法律第 4 号、1999 年法令第 4 号により改正）にも以下のような規定がある。

第 2 条 (1) 道徳律又は公共政策に違反する結果を生じさせる発明に対しては、特許は付与されない。

工業意匠についても特許法が適用される。

宗教的伝道（説教を含む）は、「知的財産権に関する法律」（1999 年法律第 5 号）の第 2 条(b)に基づく著作権によって保護することができる。著作権については公序良俗を示唆する規定がないため、ファッション雑誌やライフスタイル雑誌は保護を受けることができる。

・サウジアラビア

サウジアラビアの場合、同国の統治基本法は知的財産権に明示的に言及していない。同法はあらゆる形態の財産の保護を保証し（第 17 条）、文化遺産の保護を保証してい

²⁵ http://www.enquirer.com/editions/1997/06/25/bus_nike.html

る（第 29 条）。シャリーア法サウジ王国の知的財産法に全体的な制限を課すことを同法が確認しているのは確かである。

商標の保護に関する法律（王室布告 M/21 号 Jumada I 1423/2002 年 8 月）

第 2 条 以下のいずれかに該当する標識、記章、旗、及びその他は、商標と見なされず、又は商標として登録されない。

b. 宗教に反するか、又は宗教的な性質を有する表象と同一若しくは類似のすべての表示、標識又は図形。

c. 公序良俗に合致しないすべての表示、標識又は図形。

・ シリア

ただし、イスラム国の出現と政府の凋落後には、シリアではシャリーアが普及している。

第(85)条 以下の工業意匠及び実用新案の登録は認められない。

a. 一般の秩序及び行為規範に違背する工業意匠及び実用新案。

b. 本邦又は外国の形象又はロゴ、宗教的象徴、印章、旗、並びにシリア・アラブ共和国その他の国及び国際機関の旗。

・ チュニジア

チュニジアにおいては、制限は様々な知的財産権法に広がっている。

商標保護に関する法（2001 年第 36 号-2001 年 4 月 17 日）

第 4 条 標章またはその一部が以下に該当する場合、受け入れられない。

公の秩序または良心に反する、あるいは、法によりその使用が禁止されている場合

特許に関する法（2000 年第 84 号-2000 年 8 月 24 日）

第3条 特許は以下のものには付与されない。

一 その公開または実施が道徳、公のポリシー、公衆の健康または環境保護に反する発明

・トルコ

前述したように、トルコにおいてはシャリーアによる影響は一切ない。

- i. 商標の保護に関する政令第 556 号（1995 年 6 月 27 日施行）の第 7 条(k)は、商標登録の拒絶理由として「公共政策及び一般に認められた道徳律に反する」という理由を定めている。トルコにおいてアルコール飲料等の物品を提供することは可能であり、それら商品に関する商標の登録は認められるが、トルコ国民の大半はイスラム教徒であるという点を念頭に置かなければならない。
- ii. 工業意匠の保護に関する政令第 554 号（1995 年 6 月 27 日施行）は、その第 9 条において、「公序良俗及び一般的道徳律に反する意匠は保護されないものとする」と規定している。
- iii. 特許権の保護に関する政令第 551 号（1995 年 6 月 27 日施行）の第 6 条は、発明の主題が「公序良俗又は一般に認められた道徳律に反する」と見なされる場合、そのような発明には特許が付与されないと規定している。同政令第 80 条は、「特許発明が法令、道徳、公共の秩序又は公衆衛生に反して利用される」場合につき特許の利用を制限し、「その実施は、一時的か恒久的かを問わず、現在又は将来の法により規定される禁止事項及び制限事項に従うものとする」と定めている。

・モロッコ

工業所有権保護に関するモロッコ法第 17-97 には、以下の記載がある。

第 24 条 以下のものには特許付与されない。

(a) 公の秩序または道徳に反する発明、公開または実施

第 135 条 以下のものは標章またはその一部として認められない。

(b) 公の秩序または道徳に反する記号、或いは、その使用が法的に禁止されている記号

・ヨルダン

ヨルダンにおいては、シャリーア法と知財法の間には関係はない。しかしながら、知財に関して、ヨルダンのファトワー高等法務官により出される多くのファトワーがある。これらのファトワーには、知的財産権が侵害されてはならず、そのような侵害はハラム（シャリーアにより禁止）とみなされる一般的なルールがある。

商標、地理的表示、工業意匠および実用新案の保護に関する法（2007 年第 8 号）には以下の記載がある。

第 4 条 以下は識別しうる標章、または、その一部を構成しない。

b. 一般の秩序または公の品行のルールに反する記号、あるいは、その使用が法律で禁止されている記号

d. 赤新月及び赤十字のシンボル、ならびに、それらに類似する記号に加えて、国家、アラブの機関、国際機関、宗教的機関、または、それらの施設の一つのロゴ、旗、印、及び、その他のシンボル、或いは、それらのロゴまたは旗を模倣したもの

e. 純粋に宗教的な特徴または聖地の名称と同一または類似の標章

・ヨルダン川西岸地区

知財について、ヨルダン川西岸地区の法律は、下記に示すように、シャリーア及びイスラム法の強い影響を受けている。

ヨルダン商標法（1952 年第 33 号）は、ヨルダン川西岸地区の商標の法的基礎となっている。

第 8 条 商標として登録することができない標章

以下は商標として登録することができない。

1. 王の紋章、王室の頂飾、王室という単語、または、その他の単語、特徴、表現であって出願人が王室の後援を受けていると信じさせるものに似ている標章
2. 許可のない、ヨルダン王国または外国の政府の勲章または装飾
4. ヨルダン王国または外国の国旗、軍章、または、名誉勲章に類似する標章
6. 公の秩序または道徳に反する、公衆を欺く、不公正な競争を助長する、あるいは、真の出所について偽りの表示を含む標章
8. もっぱら宗教的な意義の紋章と同一または類似の標章
11. 赤新月または赤十字の記章と同一または類似の標章

・リビア

リビア商標法（1956 年第 40 号）は以下の制限を規定している。

第 5 条 以下は、登録商標またはその一部の対象とはならない。

- b. 良心または公の秩序と整合しないデザインまたは記号
- e. 純粋に宗教的な特徴のシンボルと同一または類似の標章。

第3節 - 登録できない項目一覧

知的財産の種類	品目	登録可否
商標	アルコール、麻薬、豚肉、ギャンブル、ポルノ、性的玩具に関する商品およびサービス。公の秩序または道徳に反する標章。公衆を欺く標章。	本資料で扱う全ての国で制限を受ける。
著作権	ギャンブル、ポルノ、反イスラムに関する芸術品、映画、音楽、曲、放送コンテンツ。	本資料で扱う全ての国で制限を受ける。
意匠	みだらなデザイン。イスラムに反するシンボル。	本資料で扱う全ての国で制限を受ける。
特許	特許庁はリストを公表していないが、いかなる仕方であれ、反イスラムの発明は拒絶される。	本資料で扱う全ての国で制限を受ける。

第4章 - 知的財産権に関するファトワの事例

以下の段落では、知財にかかるファトワの事例を紹介する。

A. 特許に関して

- オマーン特許庁での例：ギャンブル機械、アルコール、豚肉加工機械に関する特許出願が拒絶された。発明は、シャリーアで禁止されている最終結果を有してはならない。ギャンブル機械はゲーム機械に変更することができるし、豚肉加工機械は食肉ミンチ機械に変更することができる。同様に、飲料の製造機械は認められる。

B. 商標に関して

- トルコで、「ジーザス・ジーンズ」は登録を拒絶された。

<http://www.aljazeera.com/indepth/opinion/2013/03/2013324115535268.html>

C. 著作権に関して

在エジプトのソフトウェア会社の海賊版対策部長によると、ファトワの影響はすぐに感じられた。彼は、ファトワがなぜ機能するのかについて、次のように述べている。

「ファトワが出された次の日に、主要なエジプトの企業幹部が当社のカイロ事務所に電話をかけてきた。当社に、彼の会社の全てのソフトウェアをチェックして、違法コピーを削除してほしいとのことであった。それがハラム（アラビア語で“禁止”）であると知らされて、彼は電話をし、私にこう言った。「もう一分たりとも、違法コピーを所持したくない。」」

D. その他の知的財産に関して

知的財産権の登録とエンフォースメントを認めるいくつかのファトワがある。そのようなファトワの例を以下に記載する。

1. 一連の宗教的意見（ファトワー）の最新のもの、スニ派で最も権威ある機関のアズハルから出された。²⁶
2. イスラム協力機構に加入する国際イスラム法学アカデミーは、1988年12月10～15日に次のファトワーを出した。

「取引名、企業名、商標、文章、発明または発見は、その所有者に属する権利である。現代の条約によると、それらは一般に認められている経済的価値を有している。そのような権利はシャリーアにより認められており、侵害してはならない。さらに、経済的権利があるので、詐欺、騙し、偽造でなければ、取引名、企業名、商標を売却することは許される。

著作権および特許権はシャリーアにより保護される。その所有者はそれを売却することができ、それは侵害してはならない。」
3. ドバイのイスラム人道活動庁の大ムフティは、知的財産法で保護される作品は「人間の努力の成果」であるから侵害してはならず、許可なく使用することは盗みにあたるとするファトワーを出した。
4. 2001年に、エジプトの大ムフティは、「億万長者（ミリオネア）になりたいのは誰？」というイギリスのテレビ番組をモデルとした「大金を勝ち取るのは誰？」というテレビ番組が反イスラム的であるとするファトワーを出した。カイロのアズハル大学のシェイクは、後に、彼らは一般的な知識を広めているのでそのようなテレビ番組に異議はないとして、そのファトワーを拒絶した。
5. アズハルのファトワー委員会は、2000年4月20日および2001年8月16日に出したいくつかのファトワーで、「イスラムは、所有物を任意に処分する自由を所有者に与えている。他の何人も、補償のためであるか否かにかかわらず、所有者の事前の同意なく、そのような所有物を処分、コピー、享受、使用、または、帰属してはならない」²⁷ということを明らかにした。

²⁶ Also the Majlis Ulama Islam, the biggest religious organization in Indonesia, issued a fatwa against piracy in 2003. See Steven Patrick, Islam Joins Indonesian Piracy Fight, Billboard, Mar. 15, 2003, Int'l, Articles, at 55.

²⁷ Same as 18.

最近、シェイク アズハルからファトワーが出された²⁸。アズハルのファトワー委員会は、コンピュータソフトウェアの権利侵害の禁止に集中した。

第5章 - イスラム諸国において外国出願人が知的財産保護を受ける上で直面しうる障害

以下の表は、シャリーアにより制限される様々な知財の例を列挙している。

特許	<ul style="list-style-type: none"> ● 豚肉由来成分を含む製品 ● アダルト娯楽産業に関する発明 ● 豚肉製品の加工に関する発明 ● アルコール製品の製造に関する発明 ● 幹細胞研究に関する発明 	<ul style="list-style-type: none"> ● その製品に使われる他の原料を探す。 ● その出願人からの出願を将来にわたって禁止する可能性があるため、そのような出願は避ける。 ● 明細書において、より広く、その使用を記載する。（例えば、食肉製品の加工） ● 明細書において、より広く、その使用を記載する。（例えば、飲料の製造） ● 特許性の基準を満たせば、使用される方法は特許されうる。
----	---	---

²⁸ See Susan Postlewaite, *A Fatwa on Piracy*, Law.com, May 31, 2002, News Section, available at <http://freerepublic.com/focus/f-news/692758/posts>

<p>意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● アダルト娯楽産業に関する意匠 ● イスラムの基本的な教えに反する製造装置の意匠（例えば、豚肉加工装置、アルコール製造装置） ● イスラムに反する人工的デザイン ● 他の宗教または公衆の感情に反する人工的デザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ● その出願人からの出願を将来にわたって禁止する可能性があるので、そのような出願は避ける。 ● 明細書において、より広く、その使用を記載する。（例えば、食肉製品の加工、飲料の製造） ● その出願人からの出願を将来にわたって禁止する可能性があるので、そのような出願は避ける。 ● その出願人からの出願を将来にわたって禁止する可能性があるので、そのような出願は避ける。
<p>商標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● アラビア語で綴った場合に反イスラム的である単語 ● アラビア語に翻訳されるとわいせつな意味を持つ標章 ● イスラム信仰のモラルに反するロゴまたはシンボル 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願前に翻訳者に再確認する。 ● 認められうるかどうか弁護士に確認する。 ● そのようなロゴまたはシンボルは避ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 前の段落で述べた、シャリーアで禁止される商品またはサービスに適用される標章 	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールについての登録を考えている場合は、出願の区分を第 33 類から飲料についての第 32 類に変更する。
--	---	---

中東・北アフリカ地域のイスラム教国家のほとんどにおいて、アルコール飲料と豚肉を扱う外国企業は、それらを含む製品の知的財産を登録することができない。

さらに、候補となる標章やその本質的な登録可能性の意味を知る現地の実務者からの法的意見を求めない外国出願人は、その標章が現地語で不利な含意を有する場合、または、そのラベルがみだらとみなされる図からなる場合に、困難に直面する。

中東・北アフリカ地域のイスラム教国家のほとんどにおいて登録されない権利は譲渡、ライセンスできず、知的財産の剥奪は問題を引き起こす。

ギャンブル、ナイトクラブ、ポルノ、性的玩具のビジネスを営む外国出願人は、発明、創作物に関する特許、意匠、著作権、および、商標の登録およびエンフォースメントが禁止されているため、これらにおいて困難に直面する。

上述した例以外に、知財の法的枠組みに対するシャリーアの概念、および、これにより所有者または知財権が直面しうる障害をいくつか挙げる。

- A. シャリーアは努力または労働によらない利益を禁止している。これは、安易な稼ぎを意味する「yossr」という語から導かれる「mayser」の一般的な禁止として説明される。このように、知財資産から得られる利益は、通常、努力およびそれを構築するための投資金額とバランスしなければならない。
- B. 「Gharar」の禁止は、イスラム契約法の主要な原則の一つである。個々の取引においてリスク要素があることは許容されるが、シャリーアは、推測や不明瞭に関する取引を禁じている。「Gharar」の禁止は特定のライセンスにとって不利となりうるが、そうでなければ、通常は許容される。

C. コーランとスンニは利子 (*riba*) を大いに非難している²⁹。実際、そのような禁止はライセンス契約における特定の条項に影響を及ぼしうる。特に、ライセンス料の支払いの遅延に対するペナルティーや追加の支払いに関する条項に、影響を及ぼす。

第6章 - 知的財産保護の取得に際して障害に直面した場合に日本企業がとりうる措置

日系企業には、中東・北アフリカ地域において知的財産権の登録をしようとする前に、現地の実務者に法的アドバイスを求めることを推奨する。

道徳の規定に反する語を含む商標を採用することを避けるべきである。標章または作品に使われる絵や商品の形状は、品位に関する要件に従うべきである。

アルコール飲料、豚肉を製造し販売するビジネス、あるいは、ポルノの出版・上映、または、ギャンブルのビジネスに携わる日系企業は、中東・北アフリカ地域において思い切って行う前に、法的アドバイスを求めるべきである。

第7章 - 知的財産保護が得られない場合に利用しうる代替的な保護手段

商標の保護を求める場合の選択肢のいくつかを以下に列挙する。

・アルコール飲料の第 33 類に出願する代わりに、「蒸留された飲料」の第 33 類および「飲料」の第 32 類に出願することができる。

²⁹ See Barbara L. Seniawski, Note, *Riba Today: Social Equity, the Economy, and Doing Business under Islamic Law*, 39 COLUM. J. TRANSNAT'L L. 701, 709–10 (2001).

・ギャンブル関連の商品またはサービスの出願の代わりに、ゲーム・遊具の第 28 類ならびに娯楽・スポーツの第 41 類に出願することができる。ナイトクラブの所有者は、第 41 類における娯楽サービスの商標を登録することができ、バーのサービスは第 43 類におけるレストランサービスでカバーすることができる。

・さらに、豚肉に関する商標についての権利を行使する場合には、食肉の第 29 類の出願が役立つ。

・出版物に関する商標は、出版物または映画の詳細に言及することなく、第 9、16、41 類において登録および保護を受けることができる。

第8章 - おわりに

これまで述べたように、シャリーアは知的財産権の登録とエンフォースメントを認めている。さらに、中東・北アフリカ地域の全ての国々で、権利の登録とエンフォースメントを定める商標、特許、意匠、著作権法が発布されている。

結論として、国内および外国の知財所有者の権利はシャリーアにより拒絶されることはないことが理解される。また、シャリーアが、商業的な知財法の施行について曖昧または禁止しているということも意味しない。シャリーアは、明らかに、制限の範囲内で知財を守る法の適切な施行とエンフォースメントを奨励している。知財所有者の排他的な要請とシャリーアにより維持される公共の利益との間の相互のバランスは、常に、知財法と知的な創造による権利の支えとなる。

[特許庁委託事業]

シャリーア及びファトワーと知的財産法

2016年6月 発行

[作成協力]

United Trademark & Patent Services 法律事務所

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-3880-601

FAX: +971-4-3880-646

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。